

法科大学院基準の改定について（新旧対照表及び改定の理由・内容）

2026年2月27日

公益財団法人 大学基準協会

I. 「凡例」及び「法科大学院基準について」

新	旧	改定の理由・内容
<p>法科大学院基準について</p> <p>(1) 法科大学院基準（以下「本基準」という。）は、大学基準協会（以下「本協会」という。）が法科大学院の認証評価機関として、その評価を行うために設定したものである。</p> <p>本基準が対象とする法科大学院とは、以下の要件を備えた大学院をいう。</p> <p>① 専門的な法律知識、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力、法律に関する実務の基礎的素養を身に付けるとともに、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力、幅広い教養、豊かな人間性並びに高い職業倫理を兼ね備えた法曹の育成を基本的な使命としていること。</p> <p>② 授与する学位が、法務博士（専門職）であること。</p> <p>(2) 本協会は、大学が教育研究の適切な水準の維持・向上を図るための指針として、本協会が行う大学評価の基準である「大学基準」をはじめ、諸基準の設定・改定を</p>	<p>法科大学院基準について</p> <p>(1) 法科大学院基準（以下「本基準」という。）は、大学基準協会（以下「本協会」という。）が法科大学院の認証評価機関として、その評価を行うために設定したものである。</p> <p>本基準が対象とする法科大学院とは、以下の要件を備えた大学院をいう。</p> <p>① 専門的な法律知識、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力、法律に関する実務の基礎的素養を身に付けるとともに、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力、幅広い教養、豊かな人間性並びに高い職業倫理を兼ね備えた法曹の育成を基本的な使命としていること。</p> <p>② 授与する学位が、法務博士（専門職）であること。</p> <p>(2) 本協会は、大学が教育研究の適切な水準の維持・向上を図るための指針として、本協会が行う大学評価の基準である「大学基準」をはじめ、諸基準の設定・改定を</p>	

行ってきた。本基準は、「大学基準」を頂点とする本協会諸基準の中に位置づけられるものである。

(3) 本基準は、以下の4つの大項目により構成されている。

- | | |
|-----------|------------------|
| 1 使命・目的 | 2 教育課程・学習成果、学生 |
| 3 教員・教員組織 | 4 法科大学院の運営と改善・向上 |

(4) 基準の各大項目は、「本文」、「基礎要件」及び「評価の視点」により構成されている。

「本文」は、その大項目の趣旨を定めたもので、法科大学院に課せられた基本的な使命を果たし、さらに、個別の法科大学院独自の目的を実現するために必要な内容を示している。

「基礎要件」及び「評価の視点」は、「本文」の趣旨を踏まえ、個別の法科大学院が点検・評価活動を行う際、また、本協会が法科大学院認証評価を行う際に依拠すべきポイントを個別的に示したものである。「評価の視点」のうち重点的に評価するものについては、【重要視点】と明記している。また、「基礎要件」は、法令事項をはじめとした基礎的な事項を指し、評価の前提

行ってきた。本基準は、「大学基準」を頂点とする本協会諸基準の中に位置づけられるものである。

(3) 本基準は、以下の4つの大項目により構成されている。

- | | |
|-----------|------------------|
| 1 使命・目的 | 2 教育課程・学習成果、学生 |
| 3 教員・教員組織 | 4 法科大学院の運営と改善・向上 |

(4) 基準の各大項目は、「本文」、「基礎要件」及び「評価の視点」により構成されている。

「本文」は、その大項目の趣旨を定めたもので、法科大学院に課せられた基本的な使命を果たし、さらに、個別の法科大学院独自の目的を実現するために必要な内容を示している。

「基礎要件」及び「評価の視点」は、「本文」の趣旨を踏まえ、個別の法科大学院が点検・評価活動を行う際、また、本協会が法科大学院認証評価を行う際に依拠すべきポイントを個別的に示したものである。このうち、「基礎要件」は、法令事項をはじめとした基礎的な事項を指し、評価の前提となる必須事項として確認が求められるものである（具体的な対象範囲は別に定

「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（以下、

<p>となる必須事項として確認が求められるものである（具体的な対象範囲は別に定める）。なお、個々の「基礎要件」や「評価の視点」を解釈し適用するにあたっては、必ず「本文」によってその趣旨を理解し、相互の連関性等に十分な注意を払うことが求められる。</p> <p>(5) 「本文」及び「評価の視点」及び「基礎要件」に基づいた評価の結果、長所・特色に関する事項や改善を要する事項が見られた場合には、次の区分及び要件で提言を付す。</p> <p><長所></p> <p>① 法科大学院として求められる基本的事項に関し、基本的な使命を実現するための取組みとして成果が上がっている、又は十分に機能している事項。</p> <p>② 個別の法科大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、その目的を実現し特色の伸長につながる成果が上がっている、又は十分に機能している事項。</p> <p><特色></p> <p>① 個別の法科大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、<長所>として取り上げるには当たらないものの、成果が将来的に期待できる又は独自の目的に即した個性的な取組みとして評価できる事項。</p> <p><是正勧告></p> <p>① 法科大学院に関わる法令事項又は法科大学院とし</p>	<p>める)。なお、個々の「基礎要件」や「評価の視点」を解釈し適用するにあたっては、必ず「本文」によってその趣旨を理解し、相互の連関性等に十分な注意を払うことが求められる。</p> <p>(5) 「本文」及び「評価の視点」に基づいた評価の結果、長所・特色に関する事項や改善を要する事項が見られた場合には、次の区分及び要件で提言を付す。</p> <p><是正勧告></p> <p>① 法科大学院に関わる法令事項又は法科大学院として求められる基本的事項に関し、改善を図るべき特に<u>重大な問題がある場合</u></p> <p>〔<是正勧告>の提言を受けた場合、その法科大学院は、具体的な計画をもって措置を講じ、必ず改善することが必要となる。〕</p> <p><検討課題></p> <p>① 法科大学院に関わる法令事項又は法科大学院として求められる基本的事項に関し、<是正勧告>には相当しないものの、改善を図るべき<u>問題がある場合</u></p> <p>② 個別の法科大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、当該法科大学院の特色の伸長を図るために改</p>	<p>「細目省令」という。)」及び「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性」を踏まえ、実質的かつ重点的な評価を行う点を【重要視点】と明記した。</p> <p>提言の記載順を変更した。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

て求められる基本的事項に関し、改善を図るべき特に重大な事項。

〔<是正勧告>の提言を受けた場合、その法科大学院は、具体的な計画をもって措置を講じ、必ず改善することが必要となる。〕

<検討課題>

- ① 法科大学院に関わる法令事項又は法科大学院として求められる基本的事項に関し、<是正勧告>には相当しないものの、改善を図るべき事項。
- ② 個別の法科大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、当該法科大学院の特色の伸長を図るために改善その他さらなる取組みが必要と判断される事項。

〔<検討課題>の提言を受けた場合、その法科大学院は、具体的な計画と措置を検討し、改善に向け努力することが必要となる。〕

提言する事項の種類	法科大学院として求められる基本的事項	法科大学院に関わる法令事項	個別の法科大学院が掲げる目的に応じた事項
認証評価における提言	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・是正勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・是正勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・特色 ・検討課題

善その他さらなる取組みが必要と判断される場合

〔<検討課題>の提言を受けた場合、その法科大学院は、具体的な計画と措置を検討し、改善に向け努力することが必要となる。〕

<長所>

- ① 法科大学院として求められる基本的事項に関し、基本的な使命を実現するための取組みとして成果が上がっている、又は十分に機能している事項。
- ② 個別の法科大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、その目的を実現し特色の伸長につながる成果が上がっている、又は十分に機能している事項。

<特色>

- ① 個別の法科大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、<長所>として取り上げるには当たらないものの、成果が将来的に期待できる又は独自の目的に即した個性的な取組みとして評価できる事項。

事項の種類	法科大学院として求められる基本的事項	法科大学院に関わる法令事項	個別の法科大学院が掲げる目的に応じた事項
認証評価における提言	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・是正勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・是正勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・特色 ・検討課題

<p>(6) 評価の結果、「是正勧告」の状況を総合的に判断して、本基準に適合しているか否かを判定する。この際、「不適合」の判定は、法科大学院として重大な問題が認められる場合に行うこととし、【重要視点】に係る「是正勧告」がある場合は適合しているか否かについて特に慎重に判断するものとする。なお、【重要視点】に係る是正勧告のみが「不適合」の事由となるわけではなく、それ以外の「是正勧告」であっても、重大な法令違反等を含め、法科大学院として重大な問題が認められる場合は「不適合」と判定する。</p> <p>(7) 本基準において、関連法令等を以下のように略す。</p> <p>凡 例</p> <p>「学 教 法」： 学校教育法</p> <p>「連 携 法」： 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律</p> <p>「学教法施規」： 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）</p> <p>「大 学」： 大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）</p> <p>「大 学 院」： 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）</p> <p>「専 門 院」： 専門職大学院設置基準（平成 15 年文</p>	<p>(6) 評価の結果、「是正勧告」の状況を総合的に判断して、本基準に適合しているか否かを判定する。この際、「不適合」の判定は、法科大学院として重大な問題が認められる場合に行う。</p> <p>(7) 本基準において、関連法令等を以下のように略す。</p> <p>凡 例</p> <p>「学 教 法」： 学校教育法</p> <p>「連 携 法」： 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律</p> <p>「学教法施規」： 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）</p> <p>「大 学」： 大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）</p> <p>「大 学 院」： 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）</p> <p>「専 門 院」： 専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）</p> <p>「告示第 53 号」： 専門職大学院設置基準第 5 条第 1 項</p>	<p>【重要視点】の新設に伴い、判定の判断基準について説明を設けた。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------

<p>部科学省令第 16 号)</p> <p>「告示第 53 号」： 専門職大学院設置基準第 5 条第 1 項等の規定に基づく専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成 15 年文部科学省告示第 53 号)</p> <p>「文科省事務連絡」： 文部科学省から各法科大学院及び法科大学院認証評価機関への通達や事務連絡等</p>	<p>等の規定に基づく専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成 15 年文部科学省告示第 53 号)</p> <p>「文科省事務連絡」： 文部科学省から各法科大学院及び法科大学院認証評価機関への通達や事務連絡等</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

II. 法科大学院基準

※斜線は「該当なし」を意味する

新	旧	改定の理由・内容
<p style="text-align: center;">法科大学院基準</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 1 月 27 日決定 平成 22 年 9 月 3 日改定 平成 23 年 4 月 22 日改定 平成 27 年 10 月 22 日改定 平成 29 年 7 月 26 日改定 平成 30 年 9 月 7 日改定 令和 3 年 2 月 26 日改定 令和 3 年 9 月 22 日改定 <u>令和 8 年 2 月 27 日改定</u></p>	<p style="text-align: center;">法科大学院基準</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 1 月 27 日決定 平成 22 年 9 月 3 日改定 平成 23 年 4 月 22 日改定 平成 27 年 10 月 22 日改定 平成 29 年 7 月 26 日改定 平成 30 年 9 月 7 日改定 令和 3 年 2 月 26 日改定 令和 3 年 9 月 22 日改定</p>	
<p>1 使命・目的</p>	<p>1 使命・目的</p>	
<p>法科大学院制度の目的は、専門的な法律知識、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力、法律に関する実務の基礎的素養、幅広い教養、豊かな人間性並びに高い職業倫理等を備えた法曹を養成することにある。法科大学院は、21 世紀の社会において司法に期待される役割を十全に果たすための人的基盤の確立という重要な使命を担っている。</p> <p>法科大学院は、この制度目的・使命を踏まえ、固有の理念・目的及び教育目標を掲げ、その実現に向けて教育研究活動を</p>	<p>法科大学院制度の目的は、専門的な法律知識、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力、法律に関する実務の基礎的素養、幅広い教養、豊かな人間性並びに高い職業倫理等を備えた法曹を養成することにある。法科大学院は、21 世紀の社会において司法に期待される役割を十全に果たすための人的基盤の確立という重要な使命を担っている。</p> <p>法科大学院は、この制度目的・使命を踏まえ、固有の理念・目的及び教育目標を掲げ、その実現に向けて教育研究活動を</p>	

<p>行うに必要な組織及び制度を整備し、人材育成を行うことが肝要である。また、法科大学院は、固有の理念・目的及び教育目標を学則等に定めることが必要である。</p>	<p>行うに必要な組織及び制度を整備し、人材育成を行うことが肝要である。また、法科大学院は、固有の理念・目的及び教育目標を学則等に定め、<u>教職員、学生等の学内構成員に対して周知を図る</u>ことが必要である。</p>	<p>旧評価の視点 1-2 の削除に合わせ、削除した。</p>
<p>○ 基礎要件</p> <p>この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し、適切なものであること。</p>	<p>○ 基礎要件</p> <p>この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し、適切なものであること。</p>	
<p>○ 評価の視点</p>	<p>○ 評価の視点</p>	
<p>1-1 法科大学院制度の目的及び設置大学の理念・目的を踏まえ、個別の法科大学院の理念・目的を設定していること（「大学院」第1条の2）。</p>	<p>1-1 法科大学院制度の目的及び設置大学の理念・目的を踏まえ、個別の法科大学院の理念・目的を設定していること（「大学院」第1条の2）。</p>	
<p style="text-align: center;">/</p>	<p>1-2 <u>個別の法科大学院の目的を教職員や学生等の学内構成員に周知していること。</u></p>	<p>「細目省令」に含まれておらず、大学の負担軽減の観点から削除した。</p>
<p>2 教育課程・学習成果、学生</p>	<p>2 教育課程・学習成果、学生</p>	
<p>法科大学院は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。そのために、固有の目的に即した学習成果を明らかにした学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、その方針を踏まえて教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法を明らかにした学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定</p>	<p>法科大学院は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。そのために、固有の目的に即した学習成果を明らかにした学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、その方針を踏まえて教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法を明らかにした学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定</p>	

するとともに、学生への周知を図ることが必要である。

法科大学院は、関連法令等を遵守するとともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、外部からの意見をも勘案しながら、教育課程を体系的に編成する必要がある。また、専門的な法律知識、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力、法律に関する実務の基礎的素養を身に付けるとともに、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力、幅広い教養、豊かな人間性並びに高い職業倫理を兼ね備えた法曹を育成すべく、理論的かつ実践的な教育を適切に実施することが必要である。

法科大学院の教育方法においては、理論と実務の架橋を図るとともに、実践教育を充実させるため、講義に加えて、双方向・多方向の討論や質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法を取り入れ、個々の授業の履修形態に応じて、資質・能力の涵養を効果的に支援することが必要である。そのため、教育効果を十分に上げられるよう授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施し、シラバスの作成及びその活用や、履修指導などの取組みを通じて、学生の円滑な学習を実現することも求められる。

法科大学院の修了にあたり、学生がどのような能力・資質を身に付けたかを把握することは、法科大学院の教育によってもたらされた成果を明らかにしてその適切性を検証し、改善・向上を図るためにきわめて重要である。その際、各授業科目の目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準によって、学生の学習に係る評価を行うとともに、より良い社会の形成に貢献する有為な人材を送り出すことを使命とする以上、修了者の進路状況等にも目を向けることが必要である。

するとともに、学生への周知を図ることが必要である。

法科大学院は、関連法令等を遵守するとともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、外部からの意見をも勘案しながら、教育課程を体系的に編成する必要がある。また、専門的な法律知識、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力、法律に関する実務の基礎的素養を身に付けるとともに、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力、幅広い教養、豊かな人間性並びに高い職業倫理を兼ね備えた法曹を育成すべく、理論的かつ実践的な教育を適切に実施することが必要である。

法科大学院の教育方法においては、理論と実務の架橋を図るとともに、実践教育を充実させるため、講義に加えて、双方向・多方向の討論や質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法を取り入れ、個々の授業の履修形態に応じて、資質・能力の涵養を効果的に支援することが必要である。そのため、教育効果を十分に上げられるよう授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施し、シラバスの作成及びその活用や、履修指導、予習・復習等に係る相談・支援などの取組みを通じて、学生の円滑な学習を実現することも求められる。

法科大学院の修了にあたり、学生がどのような能力・資質を身に付けたかを把握することは、法科大学院の教育によってもたらされた成果を明らかにしてその適切性を検証し、改善・向上を図るためにきわめて重要である。その際、各授業科目の目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準によって、学生の学習に係る評価を行うとともに、より良い社会の形成に貢献する有為な人材を送り出すことを使命とする以上、修

記載箇所を最終段落へ移動した。

<p>適切かつ効果的な教育を実施するには、学生の受け入れにあたって、法科大学院が学生の受け入れ方針を踏まえながら適切かつ公正な選抜を行うことが重要である。また、適切な教育環境を継続的に保証し十分な教育効果を上げていくためには、学生の定員管理についても特段の注意が求められる。</p> <p>さらに、学生が<u>予習・復習等を含む</u>十分な学習に取り組めるよう、多様な学生に応じた支援の体制を整備し、効果的に取り組むことが必要である。</p>	<p>了者の進路状況等にも目を向けることが必要である。</p> <p>適切かつ効果的な教育を実施するには、学生の受け入れにあたって、法科大学院が学生の受け入れ方針を踏まえながら適切かつ公正な選抜を行うことが重要である。また、適切な教育環境を継続的に保証し十分な教育効果を上げていくためには、学生の定員管理についても特段の注意が求められる。</p> <p>さらに、学生が十分な学習に取り組めるよう、多様な学生に応じた支援の体制を整備し、効果的に取り組むことが必要である。</p>	
<p>○ 基礎要件</p> <p>この大項目に関わる基礎要件のうち、「基礎要件データ」に示すべき事項について、それらが法令等に定められた事項を満たしていること。</p>	<p>○ 基礎要件</p> <p>この大項目に関わる基礎要件のうち、「基礎要件データ」に示すべき事項について、それらが法令等に定められた事項を満たしていること。</p>	
<p>○ 評価の視点</p> <p>2-1 法科大学院制度の趣旨を反映し、修了時に学生が身に付けるべき資質・能力（学習成果）を明示した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育内容・方法を明示した教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法を明示した学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を適切に定めていること。その際、学位授与方針を起点とし、3つのポリシーが適切に関連し、教育の方向性を明確に示していること（「学教法施規」第165条の2）。</p>	<p>○ 評価の視点</p> <p>2-1 法科大学院制度の趣旨を反映し、修了時に学生が身に付けるべき資質・能力（学習成果）を明示した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育内容・方法を明示した教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法を明示した学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を適切に定めていること。その際、学位授与方針を起点とし、3つのポリシーが適切に関連し、教育の方向性を明確に示していること（「学教法施規」第165条の2）。</p>	
<p>2-2 【重要視点】 教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を適切に</p>	<p>2-2 学生による履修が段階的かつ体系的に行えるよう、下記の点を踏まえた適切な教育課程を編成しているか。</p>	<p>【重要視点】を設定した。</p>

<p>編成していること。その際、<u>学生による履修が段階的かつ体系的に行えるよう、下記の点を踏まえていること。</u></p> <p>(1) 授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目など適切に分類していること</p> <p>(2) 法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり授業科目をバランスよく開設していること（「専門院」第20条の3）。</p> <p>(3) 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切な配慮を行っていること（「専門院」第20条の3）。</p> <p>(4) 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、<u>科目配置、授業の内容、履修方法等について工夫していること。</u></p> <p>(5) 在学中の司法試験の受験資格取得に<u>対応した教育課程上の工夫</u>をしていること（「文科省事務連絡（令和2年6月22日付）」）。</p>	<p>(1) 授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目など適切に分類していること</p> <p>(2) 法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり授業科目をバランスよく開設していること（「専門院」第20条の3）。</p> <p>(3) 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切な配慮を行っていること（「専門院」第20条の3）。</p> <p>(4) 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、<u>カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫していること。</u></p> <p>(5) 在学中の司法試験の受験資格取得を希望する学生に<u>対応するカリキュラム編成について工夫</u>していること（「文科省事務連絡」）。</p>	<p>評価の視点2-14に合わせ、教育課程の編成・実施方針に沿って教育課程を編成する旨を追加した。</p> <p>文言の修正</p> <p>在学中受験の開始に伴い、各大学の取組みを記載できるよう文言を修正した。</p>
<p>2-3 遠隔授業や e-learning 等の時間的・空間的に柔軟な形態で授業を行っている場合、<u>使命・目的の達成につながる十分な教育効果を上げることのできる、適切な内容及び方法となっていること</u>（「専門院」第8条第2項、第9条）。</p>	<p>2-3 遠隔授業や e-learning 等の時間的・空間的に多様な形態で授業を行っている場合、<u>適切な内容及び方法により、十分な教育効果をあげていること</u>（「大学院」第8条第2項、第9条）。</p>	<p>専門職大学院設置基準第8条第2項や第9条に近い表現にするため、修正した。</p>
<p>2-4 授業時間帯や時間割は、学生の履修に支障がないものであること。</p>	<p>2-4 授業時間帯や時間割は、学生の履修に支障がないものであること。</p>	
<p>2-5 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等を実施し</p>	<p>2-5 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等を実施</p>	

<p>ている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みを学内の規則で整えたうえで、学生に対して適切な指導を行っていること。また、それらは臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制の下で指導を行っていること。</p>	<p>している場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みを学内の規則で整えたうえで、学生に対して適切な指導を行っていること。また、それらは臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制の下で指導を行っていること。</p>	
<p style="text-align: center;">/</p>	<p>2-6 <u>学生に期待する学習成果を踏まえ、その達成にふさわしい授業形態として双方向・多方向の討論や質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法を取り入れていること（「専門院」第8条）。</u></p>	<p>評価の視点 2-6 に盛り込んだため削除した。</p>
<p>2-6 【重要視点】 <u>教育課程の編成・実施方針を踏まえ、双方向・多方向の討論や質疑応答など法曹養成のための実践的な教育方法のほか、法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力）及びその他の専門的学識の応用能力を涵養するための授業方法を適切に取り入れていること（「連携法」第4条第2号、同条第3号、「専門院」第8条、第20条の5）。</u>その際、授業方法が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないこと。</p>	<p>2-7 法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力）及びその他の専門的学識の応用能力を涵養するための授業方法を適切に取り入れていること（「連携法」第4条第2号、同条第3号、「専門院」第20条の5）。その際、授業方法が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないこと。</p>	<p>【重要視点】を設定した。 旧評価の視点 2-6 の内容を盛り込む形で修正した。</p>
<p>2-7 <u>学生の円滑な学習のため、下記のような取り組みを行っていること。</u></p> <p>(1) 法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえたシラバスを作成し活用していること（「専門院」第10条第1項）。</p> <p>(2) 法学未修者と法学既修者といった区分のみならず、在</p>	<p>2-8 <u>下記のような取り組みによって、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につながっていること。</u></p> <p>(1) 法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえたシラバスを作成し活用していること（「専門院」第10条第1項）。</p> <p>(2) 法学未修者と法学既修者それぞれに応じた効果的な履</p>	<p>「シラバスの作成と活用」及び「履修指導、学生に応じた相談・支援」を、学生の円滑な学習のため行うべきことと明確化した。</p>

<p>学中受験を希望する学生等に応じた効果的な履修指導が行われ、また全体としてオフィスアワーを活用するなど支援が効果的に行われていること。</p> <p>(3) <u>長期履修制度の導入や、科目履修制度を含む入学前の学習機会の提供等、未修者教育の充実を図るための取組みを行っていること。</u></p>	<p>修指導が行われ、また全体としてオフィスアワーを活用するなど<u>学習支援</u>が効果的に行われていること。</p>	<p>在学中受験の開始に伴い、これへの対応という観点を盛り込んだ。未修者教育の充実を図る観点での取組みを追加した。</p>
<p>2-8 教育を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設・設備をハード・ソフト両面から整備し、かつ、以下の点を踏まえて適正な学生数で利用していること（「専門院」第17条、「大学院」第19条）。</p> <p>(1) 効果的な学修のために、基本として1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすること（「専門院」第20条の4第1項）。</p> <p>(2) 法律基本科目については、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を法令上の基準（50名以下）に従って適切に設定していること（「専門院」第20条の4第2項）。</p> <p>(3) 個別的指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）については、それにふさわしい学生数を設定していること。</p>	<p>2-9 教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設を<u>設け</u>、かつ、以下の点を踏まえて適正な学生数で利用していること（「専門院」第17条、「大学院」第19条）。</p> <p>(1) 効果的な学修のために、基本として1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすること（「専門院」第20条の4第1項）。</p> <p>(2) 法律基本科目については、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を法令上の基準（50名以下）に従って適切に設定していること（「専門院」第20条の4第2項）。</p> <p>(3) 個別的指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）については、それにふさわしい学生数を設定していること。</p>	<p>旧評価の視点 2-24 の内容を盛り込む形で修正した。</p>
<p>2-9 【重要視点】 成績評価、単位認定及び課程修了認定の方法及び基準を設定し、これをあらかじめ学生に明示したうえで、明示された方法及び基準に基づいて公正かつ厳格に行っていること（「専門院」第10条第2項）。なお、追試験・再試験を行う場合、あらかじめ明示された客観的</p>	<p>2-10 成績評価、単位認定及び課程修了認定の方法及び基準を設定し、これをあらかじめ学生に明示したうえで、明示された方法及び基準に基づいて公正かつ厳格に行っていること（「専門院」第10条第2項）。なお、追試験・再試験を行う場合、あらかじめ明示された客観的かつ厳格な基準に基づいて実施し、評価方法・基準についても</p>	<p>【重要視点】を設定した。</p>

<p>かつ厳格な基準に基づいて実施し、評価方法・基準についてもあらかじめ学生に明示したうえで、公正かつ厳格に行っていること。</p>	<p>あらかじめ学生に明示したうえで、公正かつ厳格に行っていること。</p>	
<p>2-10 1年次修了に必要な単位数を修得できない学生、共通到達度確認試験などの結果において成績不良の学生に対し、進級を制限するなどの措置を講じていること。</p>	<p>2-11 1年次修了に必要な単位数を修得できない学生、共通到達度確認試験などの結果において成績不良の学生に対し、進級を制限するなどの措置を講じていること。</p>	
<p>2-11 成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること</p>	<p>2-12 成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること</p>	
<p>2-12 【重要視点】 組織的な教育課程・方法等の改善・向上を図っていること。そのために、学生や修了生の意見を聴取し、司法試験の合格状況、標準修了年限修了者数及び修了率に関する情報、修了者の進路、修了生や学生の意見を把握・分析し、学位授与方針に示した学習成果を検証し、その結果を活用していること（「専門院」第5条の2、「大学院」第9条の3）。</p>	<p>2-13 組織的な教育課程・方法等の改善・向上を図っていること（FD活動）。そのために、学生や修了生の意見を聴取し、司法試験の合格状況、標準修了年限修了者数及び修了率に関する情報、修了者の進路、修了生や学生の意見を把握・分析し、学位授与方針に示した学習成果を検証し、その結果を活用していること（「専門院」第11条、「大学院」第14条の3）。</p>	<p>【重要視点】を設定した。</p>
<p>2-13 選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に沿った入学者選抜を適切かつ公正に実施していること。また、複数の入学試験を設けている場合には、各々の選抜方法の位置づけ及び関係を明確にしていること（「専門院」第20条、「連携法」第2条）。</p>	<p>2-14 選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に沿った入学者選抜を適切かつ公正に実施していること。また、複数の入学試験を設けている場合には、各々の選抜方法の位置づけ及び関係を明確にしていること（「専門院」第20条、「連携法」第2条）。</p>	

<p>2-14 入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること（「大学院」第10条）。また、学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み・体制等を設け、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置を適切に講じていること。</p>	<p>2-15 入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること（「大学院」第10条）。また、学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み・体制等を設け、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置を適切に講じていること。</p>	
<p>2-15 入学者選抜の実施方法、実施時期その他の入学者選抜の実施に関する事項について、<u>多様な</u>経験を有する者を入学させるために、適切な配慮を行っていること（「連携法」第2条、第10条、「専門院」第19条）。</p>	<p>2-16 入学者選抜の実施方法、実施時期その他の入学者選抜の実施に関する事項について、<u>多用な</u>経験を有する者を入学させるために、適切な配慮を行っていること（「連携法」第2条、第10条、「専門院」第19条）。</p>	
<p>2-16 【重要視点】 入学者の適性、能力等に対する適確かつ客観的な評価により、適切な水準の学生を受け入れていること（「専門院」第20条）。法学未修者の受け入れにあつては、文部科学省の「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」を踏まえて入学者選抜を行っていること。</p>	<p>2-17 入学者の適性、能力等に対する適確かつ客観的な評価により、適切な水準の学生を受け入れていること（「専門院」第20条）。法学未修者の受け入れにあつては、文部科学省の「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」を踏まえて入学者選抜を行っていること。</p>	<p>【重要視点】を設定した。</p>
<p>2-17 【重要視点】 <u>法学既修者コースの選抜（一般選抜及び特別選抜）は、5年一貫型教育選抜を除き論文式の試験を含むものとし、適切な選抜基準・手続に基づき公正に行うとともに、既修単位の認定についても明確な基準・手続のもとで実施していること。</u>また、<u>これらの基準・手続を、適切な方法で事前に公表していること</u>（「専門院」第25条）。</p>	<p>2-18 法学既修者の認定は、論文式の試験を含むものとし、<u>適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われていること。</u>また、<u>その認定基準は、適切な方法で事前に公表されていること</u>（「専門院」第25条）。</p>	<p>【重要視点】を設定した。 法曹コースの導入に伴い、法学既修者コースの選抜基準及び既修単位の認定を実情に即した記載に変更した。また、記述の具体化を図った。</p>

<p>2-18 適切な体制のもと、<u>教員と事務職員等の役割分担と連携により</u>、<u>社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。</u></p>	<p>2-19 適切な体制のもと、<u>社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。</u></p>	<p>「細目省令」で求められる事項として「教育研究実施組織に関すること」が定められていることから、これに対応するものとして評価の視点 2-18、19、20、23 のほか、4-1 に文言を追加した。</p>
<p>2-19 下記のような取組みによって、<u>教員と事務職員等の役割分担と連携により</u>、<u>学生の円滑な学習を支援していること。</u></p> <p>(1) <u>補助教員による予習・復習等に係る相談・支援等の学習支援を行っていること。</u></p> <p>(2) <u>補助教員による学習支援については、各法科大学院において、補助教員の役割や求められる能力、担当教員との連携、学生への指導方法などについて方針を定め、<u>たうえで、その方針に沿って行っていること。</u></u></p>	<p>2-20 下記のような取組みによって、<u>学生の円滑な学習を支援していること。</u></p> <p>(1) <u>アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による予習・復習等に係る相談・支援を行っていること。</u></p> <p>(2) <u>正課外の学習支援については法科大学院制度の理念に沿って過度に司法試験受験対策に偏していないこと。</u></p>	<p>同上。</p> <p>「法学未修者教育の充実について第10期議論のまとめ」を踏まえた留意事項について（通知）」の趣旨を踏まえ、補助教員による学習支援において求められる要素を明確にした。</p>
<p>2-20 進級要件等を満たさないなどの学力が振るわない学生、休学者及び退学者の状況、理由の把握及び分析に努め、<u>教員と事務職員等の役割分担と連携により</u>、<u>適切に指導等を行っていること。</u></p>	<p>2-21 進級要件等を満たさないなどの学力が振るわない学生、休学者及び退学者の状況、理由の把握及び分析に努め、<u>適切に指導等を行っていること。</u></p>	<p>評価の視点 2-18 に同じ。</p>
<p>2-21 <u>学生の学習効果を高めるため、学生が自主的に学習できるスペース、<u>学生相互の交流のためのラウンジ等を設けていること。</u></u></p>	<p>2-22 <u>学生が自主的に学習できるスペース等が設けられ、<u>学生の学習効果を高めていること。</u></u></p>	<p>自習室、ラウンジ等を、学生の学習効果を高めるため設けるべきことを明確化した。</p>

<p>2-22 図書館（図書室）は、学習及び教育活動に必要かつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境が学習及び教育活動を支えるものとして十分なものであること（「大学院」第21条）。</p>	<p>2-23 図書館（図書室）は、学習及び教育活動に必要かつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境が学習及び教育活動を支えるものとして十分なものであること（「大学院」第21条）。</p>	
<p style="text-align: center;">/</p>	<p>2-24 学習及び教育活動に必要かつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）が整備され、活用されていること。</p>	<p>評価の視点 2-8 に盛り込んだ。</p>
<p>2-23 適切な体制のもと、<u>教員と事務職員等の役割分担と連携により、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援、修了生の進路等の把握が行われていること。</u></p>	<p>2-25 適切な体制のもと、進路選択に関する相談・支援、修了生の進路等の把握が行われていること。</p>	<p>評価の視点 2-18 に同じ。そのほか、キャリア形成に関する点を追加した。</p>
<p>3 教員・教員組織</p>	<p>3 教員・教員組織</p>	
<p>法科大学院として負う使命を果たし、また、自らが掲げる目的を実現するために、法科大学院は教育研究上必要かつ十分な数の専任教員を置かなければならない。その際、法科大学院で養成する人材は、専門的な法律知識、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力、法律に関する実務の基礎的素養を身に付けるとともに、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力、幅広い教養、豊かな人間性並びに高い職業倫理を兼ね備えた法曹であり、理論に裏打ちされた実践が可能な者であることに十分な留意が払われなければならない。そのため、教員組織を編制するにあたっては、専攻分野について優れた研究業績や高度な実務経験等を有し、かつ教育上の指導能力を有する教員を置くことはもとより、理論的内容を教授する者と実践的内容を教授する者のバ</p>	<p>法科大学院として負う使命を果たし、また、自らが掲げる目的を実現するために、法科大学院は教育研究上必要かつ十分な数の専任教員を置かなければならない。その際、法科大学院で養成する人材は、専門的な法律知識、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力、法律に関する実務の基礎的素養を身に付けるとともに、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力、幅広い教養、豊かな人間性並びに高い職業倫理を兼ね備えた法曹であり、理論に裏打ちされた実践が可能な者であることに十分な留意が払われなければならない。そのため、教員組織を編制するにあたっては、専攻分野について優れた研究業績や高度な実務経験等を有し、かつ教育上の指導能力を有する教員を置くことはもとより、理論的内容を教授する者と実践的内容を教授する者のバ</p>	

<p>ランスが取れたものであることが必要である。また、法科大学院における教育研究活動の持続可能性を確保し、その活性化を図るとともに、多様性を考慮した専任教員構成でなければならない。</p> <p>将来にわたって教育研究活動の水準を維持するうえでは、優れた研究業績や高度な実務経験等を持つ者を適切に任用する必要がある、そのために、教員の募集、任免及び昇格は所定の手続及び方法によって公正に実施することが必要である。また、教員の資質向上を図り、理論教育と実務教育を担う教員の相互理解と協働の促進に努めなければならない。さらに、専任教員に求められる役割は授業科目の担当のみならず、法科大学院の運営等にも及ぶことから、それぞれの専任教員の役割を明確にし、専任教員の諸活動等について適切に評価しなければならない。</p> <p>また、専任教員に対してはその教育研究活動の条件及び環境を整備し、それを適切に運用しなければならない。そのことによって、専任教員の十分な教育研究活動を保障し、学問的創造性の伸長につなげることが必要である。</p>	<p>ランスが取れたものであることが必要である。また、法科大学院における教育研究活動の持続可能性を確保し、その活性化を図るとともに、多様性を考慮した専任教員構成でなければならない。</p> <p>将来にわたって教育研究活動の水準を維持するうえでは、優れた研究業績や高度な実務経験等を持つ者を適切に任用する必要がある、そのために、教員の募集、任免及び昇格は所定の手続及び方法によって公正に実施することが必要である。また、教員の資質向上を図り、理論教育と実務教育を担う教員の相互理解と協働の促進に努めなければならない。さらに、専任教員に求められる役割は授業科目の担当のみならず、法科大学院の運営等にも及ぶことから、それぞれの専任教員の役割を明確にし、専任教員の諸活動等について適切に評価しなければならない。</p> <p>また、専任教員に対してはその教育研究活動の条件及び環境を整備し、それを適切に運用しなければならない。そのことによって、専任教員の十分な教育研究活動を保障し、学問的創造性の伸長につなげることが必要である。</p>	
<p>○ 基礎要件</p> <p>この大項目に関わる基礎要件のうち、「基礎要件データ」に示すべき事項について、それらが法令等に定められた事項を満たしていること。</p>	<p>○ 基礎要件</p> <p>この大項目に関わる基礎要件のうち、「基礎要件データ」に示すべき事項について、それらが法令等に定められた事項を満たしていること。</p>	
<p>○評価の視点</p>	<p>○評価の視点</p>	
<p>3-1 教員組織の編制方針を定め、法科大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的な設計</p>	<p>3-1 教員組織の編制方針を定め、法科大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的な設計</p>	<p>記述の具体化を図るもの。</p>

<p>(デザイン) (教員数、分野構成、研究者教員と実務家教員のバランス) を明確にしていること。</p>	<p>(デザイン) を明確にしていること。</p>	
<p>3-2 教員組織の編制方針を踏まえ、教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織を適切に編制していること。専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないものであるとともに、ジェンダーバランスなどの多様性に考慮したものであること。</p>	<p>3-2 専任教員の構成は、ジェンダーバランスなどの多様性に考慮したものであること。</p>	<p>記述の具体化を図るもの。</p>
<p>3-3 教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。</p>	<p>3-3 教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。</p>	
<p>3-4 教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能(研究活動を含む)の向上を図る機会を設けるなど、専任教員の資質向上を図るための組織的な研修等の実施に努めていること。</p>	<p>3-4 専任教員の資質向上を図るために、全学的な研修の機会の活用、新任教員等の教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能に関する理解の向上を図る機会を設けるなど、組織的な研修等の実施に努めていること。</p>	<p>記述の具体化を図るもの。</p>
<p>3-5 専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。</p>	<p>3-5 専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。</p>	
<p>3-6 専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定(授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等)、環境整備(研究室の整備等)、及び人的支援(TA等)を行っていること(「大学院」第22条の3)。</p>	<p>3-6 専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定(授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等)、環境整備(研究室の整備等)、及び人的支援(TA等)を行っていること(「大学院」第22条の3)。</p>	
<p>4 専門職大学院の運営と改善・向上</p>	<p>4 専門職大学院の運営と改善・向上</p>	
<p>法科大学院は、その適切な運営と、恒常的な改善・向上に努め、安定的・発展的に教育研究活動を展開しなければならない。この一環において、法科大学院としての固有の意思決定</p>	<p>法科大学院は、その適切な運営と、恒常的な改善・向上に努め、安定的・発展的に教育研究活動を展開しなければならない。この一環において、法科大学院としての固有の意思決定</p>	

<p>及びその遂行が可能であるように図らなければならず、教育の企画・設計等における責任体制を明確にしていることが必要である。また、教育研究活動の改善・向上を恒常的に図っていくために、法科大学院は組織的・継続的に自己点検・評価を行わなければならない。</p> <p>法科大学院は、社会における課題やニーズを捉え、そしてより良い社会の形成、価値付与のために、社会との関係を適切に構築し、法科大学院の充実のためにこれを活用していくことが求められる。また、法科大学院は、外部に対して適切に情報を公開し、説明責任を果たしていくことはもとより、自身の教育研究活動に関して社会からの理解を得るよう取り組むこともきわめて重要である。</p>	<p>及びその遂行が可能であるように図らなければならず、教育の企画・設計等における責任体制を明確にしていることが必要である。また、教育研究活動の改善・向上を恒常的に図っていくために、法科大学院は組織的・継続的に自己点検・評価を行わなければならない。</p> <p>法科大学院は、社会における課題やニーズを捉え、そしてより良い社会の形成、価値付与のために、社会との関係を適切に構築し、法科大学院の充実のために活用していくことが求められる。また、法科大学院は、外部に対して適切に情報を公開し、説明責任を果たしていくことはもとより、自身の教育研究活動に関して社会からの理解を得るよう取り組むこともきわめて重要である。</p>	
<p>○ 基礎要件</p> <p>この大項目に関わる基礎要件のうち、「基礎要件データ」に示すべき事項について、それらが法令等に定められた事項を満たしていること。</p>	<p>○ 基礎要件</p> <p>この大項目に関わる基礎要件のうち、「基礎要件データ」に示すべき事項について、それらが法令等に定められた事項を満たしていること。</p>	
<p>○評価の視点</p>	<p>○評価の視点</p>	
<p>4-1 法科大学院固有の意思決定及びその遂行を担う組織体制に加え、事務組織を整備し、教員と事務職員等との役割分担と協働により、法科大学院の適切な運営を行っていること。</p>	<p>4-1 法科大学院を運営する固有の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。</p>	<p>評価の視点 2-18 に同じ。</p>
<p>4-2 教育等の企画・運営等における責任体制が明確であること。</p>	<p>4-2 教育等の企画・運営等における責任体制が明確であること。</p>	
<p>4-3 【重要視点】 法曹養成連携協定を締結している場合、<u>同協定において連携法科大学院が行うこととされている事項が適切</u></p>	<p>4-3 法曹養成連携協定を締結している場合、<u>適切な協定を締結したうえで、実施されていること</u>（連携法第6条）。</p>	<p>【重要視点】を設定した。 協定内容の適切性は文</p>

<p><u>に実施されていること（連携法第6条）。</u></p>		<p>部科学大臣が判断することであるため、「連携法」第12条第2項の趣旨を踏まえ、文言を変更した。</p>
<p>4-4 自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。<u>その際、学生や修了生等の意見を勘案するなど、多角的な視点に立つ工夫をしていること。</u>また、その結果を教育研究の改善・向上に結び付けていること（「学教法」第109条第1項、「学教法施規」第158条、第166条）。</p>	<p>4-4 自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。また、その結果を教育研究の改善・向上に結び付けていること（「学教法」第109条第1項、「学教法施規」第158条、第166条）。</p>	<p>「修了生等の意見や学生の意見」を聞くことは、マクロレベルでの改善・向上活動にも必要であることから、下線部を追加した。</p>
<p>4-5 <u>認証評価等において改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していること。</u></p>	<p>4-5 <u>認証評価機関等から改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していること。</u></p>	<p>記述の具体化を図るもの。</p>
<p>4-6 <u>教育課程連携協議会を活用するなど、社会の意見を法科大学院の教育や運営、その改善・向上において勘案していること（「専門院」第6条の2）。</u></p>	<p>4-6 <u>教育課程連携協議会からの意見を教育課程に反映することにより、社会からの意見を法科大学院の教育や運営、それらの改善・向上において活用していること（「専門院」第6条の2）。</u></p>	<p>記述の具体化を図るもの。</p>
<p>4-7 <u>当該専門職大学院の運営と諸活動の状況について情報を公開し、説明責任を果たしていること。また、その使命・目的や活動状況について社会の理解形成に向けて取り組んでいること（「連携法」第5条、「専門院」第20条の7）。</u></p>	<p>4-7 <u>情報公開のための規程・体制を整備し、自己点検・評価の結果及び認証評価の結果を含め、法科大学院の運営と諸活動の状況について情報を公開し、説明責任を果たしていること（「連携法」第5条、「専門院」第20条の7）。</u></p>	<p>記述の具体化を図るもの。</p>
<p style="text-align: center;"><u>以上</u></p>		<p>新設</p>
<p>附 則（令和8年2月27日）</p>		

この基準は、令和9年4月1日から施行する。		
-----------------------	--	--

Ⅲ. 法科大学院基準に関する基礎要件データにおける [基礎要件]

新	旧	改定の理由・内容
表1：固有の目的を定めた学則等 固有の目的を学則等に定め、公表していること。		新設
表2：3つのポリシー 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定・公表していること。 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定・公表していること。 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定・公表していること。		新設
表3：学位の名称 分野の特性や教育内容にふさわしい名称を学位に付していること。	表1：学位の名称 分野の特性や教育内容にふさわしい名称を学位に付していること	
表4：法科大学院の教育課程 法科大学院が、法令に則して授業科目を開設していること。	表2：法科大学院の教育課程 法科大学院は、左記に該当する授業科目を開設していること。	
表5：単位の設定 学生の学習時間等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること。	表3：単位の設定 学生の学習時間等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること	
表6：単位数の上限設定 適切な履修が可能となるよう、履修登録できる単位数の上限を設定していること。	表4：単位数の上限設定 適切な履修が可能となるよう、履修登録できる単位数の上限を設定していること。	
表7：他の大学院又は入学前において修得した単位の認定 他の大学院等において修得した単位を適切な方法により認定	表5：他の大学院又は入学前において修得した単位の認定 他の大学院又は入学前において修得した単位を適切な方法	

していること。_	により認定していること	
表 8 : 課程修了の要件 課程の修了認定に必要な在学期間及び修得単位数を適切に設定していること。_	表 6 : 課程修了の要件 課程の修了認定に必要な在学期間及び修得単位数を適切に設定していること	
表 9 : 司法試験の合格状況等の把握 司法試験の合格状況を把握し、教育成果を検証していること。	表 7 : 司法試験の合格状況等の把握 司法試験の合格状況を把握し、教育成果を検証していること。	
表 10 : 定員管理 定員を適正に管理していること。	表 8 : 定員管理 定員を適正に管理していること	
表 11 : 専任教員数 法令上必要とされる人数の専任教員が配置されていること。_	表 9 : 専任教員数 法令上必要とされる人数の専任教員が配置されていること	
表 12 : 教授の割合 法令上必要とされる専任教員数の半数以上が教授で構成されていること。_	表 10 : 教授の割合 法令上必要とされる専任教員数の半数以上が教授で構成されていること	
表 13 : 実務家教員 法令上必要とされる専任教員に占める実務家教員の割合がおおむね 2 割以上であること。_ 実務家教員は、いずれも 5 年以上の実務経験を有するとともに、高度の実務能力を有すること。_	表 11 : 実務家教員 専任教員に占める実務家教員の割合がおおむね 2 割以上であること 実務家教員は、いずれも 5 年以上の実務経験を有するとともに、高度の実務能力を有すること	
表 14 : みなし専任教員 実務家教員のなかに「みなし専任教員」を置く場合には、その人数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること。_ 「みなし専任教員」は教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っていること。_	表 12 : みなし専任教員 実務家教員のなかに「みなし専任教員」を置く場合には、その人数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること 「みなし専任教員」は教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っていること	
表 15 : 専攻分野における、技術・技能又は知識・経験及び高度の教育上の指導能力	表 13 : 専攻分野における、技術・技能又は知識・経験及び高度の教育上の指導能力	

専任教員は、専攻分野における優れた業績、技術・技能又は知識・経験を有するとともに、高度の教育上の指導能力を備えていること。	専任教員は、専攻分野における優れた業績、技術・技能又は知識・経験を有するとともに、高度の教育上の指導能力を備えていること	
表 16：専任教員の年齢構成 教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏っていないこと。	表 14：専任教員の年齢構成 教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏っていないこと	
表 17：専任（兼務）教員 他の学部又は研究科の基幹教員等が当該専門職大学院の専任教員として取り扱われる（ダブルカウントされる）場合には、その人数、期間等が法令上の規定に則したものであること。	表 15：専任（兼務）教員 専任教員のなかに他の学部又は研究科においても基幹教員等として取り扱われる（ダブルカウントされる）者がいる場合には、その人数及び期間が法令上の規定に則したものであること	
表 18：各科目への専任教員の配置 各科目に関して専任教員を適切に配置していること。	表 16：各科目への専任教員の配置 各科目に関して専任教員を適切に配置していること	
表 19：教育課程連携協議会の設置及び構成 教育課程連携協議会を設置していること。 教育課程連携協議会の構成が適当であること。	表 17：教育課程連携協議会の設置及び構成 教育課程連携協議会を設置していること 教育課程連携協議会の構成が適当であること	
表 20：法科大学院における情報の公表 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律定める事項を公表していること。 学校教育法施行規則第 158 条で定める事項を公表していること。 学校教育法施行規則第 172 条の 2 で定める事項を公表していること。 <連携法科大学院のみ>法曹養成連携協定に関する運用ガイドラインで定める事項を公表していること。	表 18：法科大学院における情報の公表 教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、左記の事項を公表していること 文部科学省令で定める事項を公表していること	

IV. 法科大学院基準に関する基礎要件データにおける [留意事項]

新	旧	改定の理由・内容
<p>表4：法科大学院の教育課程</p> <p>1 法律基本科目：</p> <p>① 連携法第4条第1号に規定する専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。）を涵養するための教育を行う科目（基礎科目）及び基礎科目を履修した後に、連携法第4条第2号に規定する応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。）を涵養するための教育を行う科目（応用科目）から成り、<u>公法系科目、民事系科目、刑事系科目をいずれかに過度に偏ることなく配置していること。</u></p> <p>② 修了要件単位数として、基礎科目は30単位以上、応用科目は18単位以上で設定していること。</p> <p>③ <u>これらに該当する科目を他の科目区分に配置しないこと。</u></p> <p>2 法律実務基礎科目：</p> <p>① 修了要件単位数として、10単位以上で設定されており、修得すべき法律実務基礎科目の単位数の比率に関しては、修了要件総単位数のうち、少なくとも10%程度開設されていること。</p> <p>② 法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目を必修として開設していること。</p> <p>③ 法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）を開設していること。</p> <p>3 基礎法学・隣接科目：</p>	<p>表2：法科大学院の教育課程</p> <p>1 法律基本科目：連携法第4条第1号に規定する専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。）を涵養するための教育を行う科目（基礎科目）及び基礎科目を履修した後に、連携法第4条第2号に規定する応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。）を涵養するための教育を行う科目（応用科目）から成り、<u>これらに該当する科目を他の科目区分に配置しないこと。</u>修了要件単位数として、基礎科目は30単位以上、応用科目は18単位以上で設定していること。</p> <p>2 法律実務基礎科目：</p> <p>① 修了要件単位数として、10単位以上で設定されており、修得すべき法律実務基礎科目の単位数の比率に関しては、修了要件総単位数のうち、少なくとも10%程度開設されていること。</p> <p>② 法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目を必修として開設していること。</p> <p>③ 法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）を開設していること。</p> <p>3 基礎法学・隣接科目：</p> <p>① 修了要件単位数として、基礎法学・隣接科目は4単位以上で設定していること。</p> <p>4 展開・先端科目：</p> <p>① 展開・先端科目は12単位以上（選択科目に係る4単位以</p>	<p>記載順を変更した。</p>

<p>① 修了要件単位数として、基礎法学・隣接科目は4単位以上で設定していること。</p> <p>4 展開・先端科目：</p> <p>① 展開・先端科目は12単位以上（選択科目に係る4単位以上を含む。）で設定していること。</p> <p>② 倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）を開設するよう努めていること（「専門院」第20条の3第6項）。</p> <p>③ 入学時に十分な実務経験を有すると認められた者が、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修する場合、4単位を上限として、修得すべき展開・先端科目の単位数に算入できるものとする。</p> <p>5 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目を適切に開設していること。</p>	<p>上を含む。）で設定していること。</p> <p>② 倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）を開設するよう努めていること（「専門院」第20条の3第6項）。</p> <p>③ 入学時に十分な実務経験を有すると認められた者が、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修する場合、4単位を上限として、修得すべき展開・先端科目の単位数に算入できるものとする。</p> <p>5 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目を適切に開設していること。</p>	
<p>表5：単位の設定</p> <p>1 集中講義等、通常の授業の実施期間より短い特定の期間において授業を行う場合には、<u>1単位あたり</u>の学修量が確保されているか、また、教育上特別の必要があるかに留意する。</p>	<p>表3：単位の設定</p> <p>1 <u>授業の実施期間について、集中講義等、これらの期間より短い特定の期間において授業を行う場合には、10週又は15週にわたる期間を単位とする授業と同等</u>の学修量が確保されているか、また、教育上特別の必要があるかに留意する。</p>	<p>「大学設置基準」に則した表現に修正した。</p>
<p>表6：単位数の上限設定</p> <p>1 1年次は、原則として36単位とする。ただし、法学未修者の法律基本科目の指導の充実の見地から、1、2年次に最大10単位の増加措置が講じられている場合や連携法曹基礎課程を修了して進学した者（専門職大学院設置基準20条の8）の場合には、44単位を上限とする。</p>	<p>表4：単位数の上限設定</p> <p>1 1年次は、原則として36単位とする。ただし、法学未修者の法律基本科目の指導の充実の見地から、1、2年次に最大10単位の増加措置が講じられている場合や連携法曹基礎課程を修了して進学した者（専門職大学院設置基準20条の8）の場合には、44単位を上限とする。</p>	

<p>2 2年次は、原則として36単位とする。ただし、以下の場合には、44単位を上限とする。</p> <p>① 法学未修者については、法学未修者の法律基本科目の指導の充実の見地から、1、2年次に最大10単位の増加措置が講じられている場合。</p> <p>② 法学既修者については、「憲法、民法及び刑法以外の試験科目につき、最低基準点に満たない得点の科目又はあらかじめ認定科目の対象としていない科目がある場合には、1、2年次に法律基本科目の増加措置を講じた際の2年次増加分を含めて、8単位を上限として認定科目の除外とし、入学後に履修することができるものとする」とに該当する場合。</p> <p>③ 認定連携法曹基礎課程を修了して当該法科大学院に入学した者その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生に該当する場合、44単位を上限とする。</p> <p>3 3年次は、44単位を上限とする。</p>	<p>2 2年次は、原則として36単位とする。ただし、以下の場合には、44単位を上限とする。</p> <p>① 法学未修者については、法学未修者の法律基本科目の指導の充実の見地から、1、2年次に最大10単位の増加措置が講じられている場合。</p> <p>② 法学既修者については、「憲法、民法及び刑法以外の試験科目につき、最低基準点に満たない得点の科目又はあらかじめ認定科目の対象としていない科目がある場合には、1、2年次に法律基本科目の増加措置を講じた際の2年次増加分を含めて、8単位を上限として認定科目の除外とし、入学後に履修することができるものとする」とに該当する場合。</p> <p>③ 認定連携法曹基礎課程を修了して当該法科大学院に入学した者その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生に該当する場合、44単位を上限とする。</p> <p>3 3年次は、44単位を上限とする。</p>	
<p>表7：他の大学院又は入学前において修得した単位の認定</p> <p>1 <u>上記3措置を合わせた単位の認定は、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数と合わせ、30単位を越えない範囲で行うことができる。</u></p> <p>2 1の場合、93単位を越える単位を修了要件とする法科大学院は、その越える部分の単位数に限り30単位を越えてみなすことができる。</p> <p>3 <u>連携法曹養成基礎課程修了者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者に対する上記3</u></p>	<p>表5：他の大学院又は入学前において修得した単位の認定</p> <p>1 <u>他の大学院、入学前既修得単位の認定は、30単位を越えない範囲でみなすことができる。</u></p> <p>2 1の場合、93単位を越える単位を修了要件とする法科大学院は、その越える部分の単位数に限り30単位を越えてみなすことができる。</p> <p>3 法曹コース出身者は、最大46単位を越えない範囲でみなすことができる。</p>	<p>表の記載方法を変更したものによる。</p>

<p>措置を合わせた単位の認定は、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数と合わせ、最大 46 単位を越えない範囲でみなすことができる。</p> <p>4 <u>3 の場合、93 単位を越える単位を修了要件とする法科大学院は、その越える部分の単位数に限り 46 単位を越えてみなすことができる。</u></p>		
<p>表 8：課程修了の要件</p> <p>1 「修了要件単位数」について、<u>93 単位以上とし、法律基本科目の基礎科目は 30 単位以上、法律基本科目の応用科目は 18 単位以上、法律実務基礎科目は 10 単位以上、基礎法学・隣接科目は 4 単位以上、展開・先端科目は 12 単位以上（選択科目に係る 4 単位以上を含む。）で設定していること。また、連携開設科目により修得したものとみなすものとする単位数は、15 単位を超えないものとする</u>こと。ただし、<u>93 単位を超えて単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り 15 単位を超えてみなすことができる。</u></p> <p>2 「修了要件単位数」について、<u>既修者（連携法曹養成基礎課程修了者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者を含む）認定により修得したとみなすことのできる単位数は、表 7 の各措置により認定する単位数と合わせ 30 単位までとする。修了要件単位数が 93 単位を超える場合には、超える部分の単位数も 30 単位に加えて認定することができる。ただし、連携法曹養成基礎課程修了者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者については、表 7 の各措置により認定する単位数と合わせ 46 単位まで可能とし、修了要</u></p>	<p>表 6：課程修了の要件</p> <p>1 「修了要件単位数」について、<u>法学既修者を受け入れている場合には、修了要件単位数が 93 単位の際には既に修得したと認められる単位数は 30 単位までを可能とする。修了要件単位数が 93 単位を超える場合には、超える部分の単位数も 30 単位に加えて認定することができる。</u></p> <p>2 「修了要件単位数」について、<u>法律基本科目の基礎科目は 30 単位以上、法律基本科目の応用科目は 18 単位以上、法律実務基礎科目は 10 単位以上、基礎法学・隣接科目は 4 単位以上、展開・先端科目は 12 単位以上（選択科目に係る 4 単位以上を含む。）で設定していること（専門職大学院設置基準第 23 条第 2 項）。</u></p> <p>3 「在学期間の短縮」について、<u>連携法曹養成基礎課程の修了者を受け入れている場合には、修了要件単位数が 93 単位の際には既に修得したと認められる単位数は 46 単位までを可能とする。修了要件単位数が 93 単位を超える場合には、超える部分の単位数も 46 単位に加えて認定することができる。</u></p>	<p>趣旨を整理し、記載を修正した。</p>

<p><u>件単位数が93単位を超える場合には、超える部分の単位数も46単位に加えて認定することができる。</u></p> <p>3 「<u>在学期間の短縮</u>」について、<u>短縮することのできる期間、在学したものとみなす期間は、合わせて1年を超えない範囲とする。</u></p>		
<p>表9：司法試験の合格状況等の把握</p> <p>1 司法試験の合格率(A)が、経年的(5年間の評価対象期間のうち、3年以上該当する場合を示す)に全国平均の1/2未満となっていないこと。</p>	<p>表7：司法試験の合格状況等の把握</p> <p>1 司法試験の合格率が、経年的(5年間の評価対象期間のうち、3年以上該当する場合を示す)に全国平均の1/2未満となっていないこと。</p>	
<p>表10：定員管理</p> <p>1 入学者数及び在籍学生数の管理、競争倍率については、経年的に以下2～4の状態となっていないことに留意する。なお、ここでいう経年的とは、当分の間、5年間の評価対象期間のうち、3年以上該当する場合とする。</p> <p>2 入学定員に対する入学者数比率と収容定員に対する在籍学生数比率が、それぞれ<u>1.10以上、又は0.50未満</u>となっていないこと。ただし、ここでの収容定員とは、法学未修3年分の入学定員と法学既修2年分の入学定員とを合計した数とする。</p> <p>3 入学者数が、10名未満となっていないこと。</p> <p>4 入学者選抜における競争倍率が、経年的に2倍未満となっていないこと。</p> <p>5 <u>特別選抜(5年一貫型教育選抜・開放型選抜)の入学定員が当該法科大学院の入学定員の2分の1を超えていない</u></p>	<p>表8：定員管理</p> <p>1 入学者数及び在籍学生数の管理、競争倍率については、経年的に以下2～4の状態となっていないことに留意する。なお、ここでいう経年的とは、当分の間、5年間の評価対象期間のうち、3年以上該当する場合とする。</p> <p>2 入学定員に対する入学者数比率と収容定員に対する在籍学生数比率が、それぞれ<u>過度(10%以上)の超過、又は過度(50%以上)の不足</u>となっていないこと。ただし、ここでの収容定員とは、法学未修3年分の入学定員と法学既修2年分の入学定員とを合計した数とする。</p> <p>3 入学者数が、10名未満となっていないこと。</p> <p>4 入学者選抜における競争倍率が、経年的に2倍未満となっていないこと。</p>	<p>表現の修正</p> <p>特別選抜に関する事項</p>

<p>こと。また、5年一貫型教育選抜の入学定員が、原則として当該法科大学院の入学定員の4分の1以内となっていること。</p>		<p>を新設した。</p>
<p>表 15：専攻分野における、技術・技能又は知識・経験及び高度の教育上の指導能力</p> <p>1 研究者教員に関しては、原則として、授業科目担当能力の審査については、おおむね5年以上の教育経験（大学及び大学院において当該分野の科目を担当する兼任教員の期間を含む。）、及び当該科目について「高度の法学専門教育を行う能力」を証する最近5年間の公刊された研究業績があること。</p> <p>ただし、上記の研究業績判定に際し、教育用の判例解説程度とみなされるものは、研究業績に含めない。</p> <p>また、教育経験期間の算定にあたっては、常勤教員の場合には、留学期間をこれに含める。</p> <p>このほか、かつて実務家であった者が、研究者教員として所属している場合には、教育経験が上記期間に満たないときであっても、実務経験期間を併せ考慮することができる。</p> <p>2 教育経験年数の少ない研究者教員について、教育経験不足を補うような高度の法学専門教育能力を示す研究業績（課程博士又は論文博士の学位やそれに準じる論文、著作等）がある場合には、担当科目等を考慮して、おおむね5年以上の教育経験を一定程度緩和すること（4年程度）もあり得る。</p> <p>3 実務家教員の授業科目担当能力の審査については、民法、</p>	<p>表 13：専攻分野における、技術・技能又は知識・経験及び高度の教育上の指導能力</p> <p>1 研究者教員に関しては、原則として、授業科目担当能力の審査については、おおむね5年以上の教育経験（大学及び大学院において当該分野の科目を担当する兼任教員の期間を含む。）、及び当該科目について「高度の法学専門教育を行う能力」を証する最近5年間の公刊された研究業績があること。</p> <p>ただし、上記の研究業績判定に際し、教育用の判例解説程度とみなされるものは、研究業績に含めない。</p> <p>また、教育経験期間の算定に当たっては、常勤教員の場合には、留学期間をこれに含める。</p> <p>このほか、かつて実務家であった者が、研究者教員として所属している場合には、教育経験が上記期間に満たないときであっても、実務経験期間を併せ考慮することができる。</p> <p>2 教育経験年数の少ない研究者教員について、教育経験不足を補うような高度の法学専門教育能力を示す研究業績（課程博士又は論文博士の学位やそれに準じる論文、著作等）がある場合には、担当科目等を考慮して、おおむね5年以上の教育経験を一定程度緩和すること（4年程度）もあり得る。</p> <p>3 実務家教員の授業科目担当能力の審査については、民法、</p>	

<p>刑法等の法律基本科目や理論的、体系的性質の強い科目を担当する場合、当該科目の学術論文、著作等だけでなく、隣接分野での論文、著作等をも含めて、その担当能力を示す公刊された研究業績（ここでいう「研究業績」には、判例評釈、理論的な実務上の実績などを含む。）の有無を中心に判定する。</p> <p>ただし、実務家教員が、手続法科目を担当する場合には、その科目の性質上、教育や職務上の経歴及び実績をより重視する。</p> <p>なお、実務家教員が研究者教員と共同して担当する場合には、その担当部分について判定する。</p> <p>4 実務家教員が実務科目を担当する場合、担当科目と実務経験との関連が認められるか否かを中心に判定する。</p> <p>5 現在、大学の専任教員となっている元実務家を実務家教員として認定するためには、実務をやめてから5～10年以内であることを要する。5～10年のどの程度で可とするかは、それ以前の実務経験の長さを考慮する。</p>	<p>刑法等の法律基本科目や理論的、体系的性質の強い科目を担当する場合、当該科目の学術論文、著作等だけでなく、隣接分野での論文、著作等をも含めて、その担当能力を示す公刊された研究業績（ここでいう「研究業績」には、判例評釈、理論的な実務上の実績などを含む。）の有無を中心に判定する。</p> <p>ただし、実務家教員が、手続法科目を担当する場合には、その科目の性質上、教育や職務上の経歴及び実績をより重視する。</p> <p>なお、実務家教員が研究者教員と共同して担当する場合には、その担当部分について判定する。</p> <p>4 実務家教員が実務科目を担当する場合、担当科目と実務経験との関連が認められるか否かを中心に判定する。</p> <p>5 現在、大学の専任教員となっている元実務家を実務家教員として認定するためには、実務をやめてから5～10年以内であることを要する。5～10年のどの程度で可とするかは、それ以前の実務経験の長さを考慮する。</p>	
<p>表 16：専任教員の年齢構成</p> <p>1 年齢構成のバランスについて、著しい偏りがないかに留意する。</p>	<p>表 14：専任教員の年齢構成</p> <p>1 年齢構成のバランスについて、著しい偏りがないかに留意する。</p>	
<p>表 17：専任（兼務）教員</p> <p>1 当該法科大学院が開設後5年以内の場合には、その間に限り他の修士課程、専門職学位課程との兼担が可能。</p> <p>2 いずれの法科大学院においても、全ての教員は博士課程</p>	<p>表 15：専任（兼務）教員</p> <p>1 当該専門職大学院が開設後5年以内の場合には、その間に限り他の修士課程、専門職学位課程との兼担が可能。</p> <p>2 いずれの専門職大学院においても、全ての教員は博士課</p>	<p>表現の修正</p>

<p>との兼担が可能であり、文部科学省告示 175 号の第 3 条によって算出される当該法科大学院の専任教員数を算出するにあたっての基礎となる修士課程の専任教員数については、学士課程との兼担が可能。</p>	<p>程との兼担が可能であり、文部科学省告示 175 号の第 3 条によって算出される当該専門職大学院の専任教員数を算出するにあたっての基礎となる修士課程の専任教員数については、学士課程との兼担が可能。</p>	
<p>表 18：各科目への専任教員の配置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配置される専任教員については、法令上必要とされる数に含まれる者（専ら実務的側面を担当する者を除く）であること。 2 配置される専任教員数については、入学定員に応じ、以下の人数とすること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 入学定員が 100 名以内である場合、法律基本科目の各科目に 1 名以上が配置されていること。 ② 入学定員が 101～200 名未満である場合、民法に関する科目を含む少なくとも 3 科目については 2 名以上が配置され、かつ、その他科目に 1 名以上が配置されていること。 ③ 入学定員が 200 名以上である場合、公法系（憲法、行政法に関する科目）4 名、刑事法系（刑法、刑事訴訟法に関する科目）4 名、民法に関する科目 4 名、商法に関する科目 2 名、民事訴訟法に関する科目 2 名以上が配置され、かつ、その他科目に 1 名以上が配置されていること。 3 法律基本科目について、70%程度は専任教員が担当していること。ただし、法科大学院の規模などを考慮する。 4 法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある専任教員が配置されていること。 5 基礎法学・隣接科目、展開・先端科目について、一定程度は専任教員が担当していること。ただし、法科大学院の規 	<p>表 16：各科目への専任教員の配置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配置される専任教員については、法令上必要とされる数に含まれる者（専ら実務的側面を担当する者を除く）であること。 2 配置される専任教員数については、入学定員に応じ、以下の人数とすること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 入学定員が 100 名以内である場合、法律基本科目の各科目に 1 名以上が配置されていること。 ② 入学定員が 101～200 名未満である場合、民法に関する科目を含む少なくとも 3 科目については 2 名以上が配置され、かつ、その他科目に 1 名以上が配置されていること。 ③ 入学定員が 200 名以上である場合、公法系（憲法、行政法に関する科目）4 名、刑事法系（刑法、刑事訴訟法に関する科目）4 名、民法に関する科目 4 名、商法に関する科目 2 名、民事訴訟法に関する科目 2 名以上が配置され、かつ、その他科目に 1 名以上が配置されていること。 3 法律基本科目について、70%程度は専任教員が担当していること。ただし、法科大学院の規模などを考慮する。 4 法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある専任教員が配置されていること。 5 基礎法学・隣接科目、展開・先端科目について、一定程度は専任教員が担当していること。ただし、法科大学院の規 	

模などを考慮する。	模などを考慮する。	
-----------	-----------	--